

第5款 給与所得

一 給与所得の意義

- (1) 法第28条第1項は、「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得」と規定し、給与所得の概念をこれら例示的な内容、性質を有する所得を「給与所得」と定義している。この例示的な形態の「給与」の内容から帰納的に給与所得の概念が把握されることになる。
- (2) 給与所得は、「雇用契約又はこれに準ずる関係に基づいて提供される個人の非独立的ないし従属的な人的役務の提供の対価としての性質をもった所得」ということができる。雇用関係に基づいて被用者が労務提供の対価として雇用主から受ける報酬に限らず、それより広く一定の勤務関係に基づいて受ける報酬、例えば、会社との間では委任関係にある役員が会社から受ける報酬とか、国会議員が受ける歳費も法第28条第1項にいう給与所得の範囲に含まれる。
- (3) 現行のような給与所得の分類は、昭和15年の分類所得税制に始ったものであり、当時は「勤労所得」として区分されていた。

その後、昭和22年に分類所得税が廃止され、総合所得税制度に一本化された際、勤労所得は「給与所得」と改称され、現在に至っている。

給与所得の範囲については、当時と現在と基本的には変わらない。ただ、昭和32年に、各種の社会保険、共済制度に基づく年金を給与等とみなすいわゆる「みなし給与」の規定が設けられたが、昭和62年9月の税制改革により公的年金等として、雑所得に区分された。

なお、給与所得控除の沿革は、次のとおりである。

- ① 我が国に所得税が導入されたのは明治20年であるが、大正2年に至り、主として担税力をしん酌するものとして、勤労所得（俸給、給料、手当、歳費）についてその10%を控除する勤労控除制度が創設された。その後、昭和15年に分類所得税と総合所得税の二本立ての所得税制に改められた際、勤労所得については、総合所得税にあっては10%の勤労控除が存置される一方、分類所得税にあっては他の種類の所得との負担の調整を図る趣旨で基礎控除及び税率に差を設けることとされた。
- ② 昭和22年に所得税が総合所得税に一本化されるに伴い、勤労控除の控除率が引き上げられるとともに、控除額には一定額の頭打ちが設けられることとなった。

シャープ勧告では、当時25%の水準にあったこの勤労控除の根拠として、④個人の稼働力の消耗に対する一種の減価償却、⑤余暇の犠牲、⑥勤務に伴う経費の概算的控除、⑦把

第3章 課税標準

握差の控除を挙げて検討を行っている。同勧告では、事業所得等に対する課税のバランスからこれを10%にまで引き下げることが提言され、昭和25年度の改正において15%に引き下げられた。

その後、昭和28年度の改正により、勤労控除は、給与所得控除と改称された。

- ③ 昭和36年度の改正では、給与所得者の経費のうちの固定費的な部分を概算控除するという考え方から、給与収入の多寡にかかわらず一定額を控除する定額控除が導入され、定額控除と定率控除の組合せによる給与所得控除となった。
- ④ 昭和49年度の改正において給与所得控除の大幅な拡充が行われ現行制度の枠組みが作られた際には、定額控除を廃止し定率控除に一本化して制度の簡明化を図るとともに、低所得者層への配慮から給与の収入金額が少額であっても一定額の控除を保証する新しい定額控除が設けられ、控除の頭打ちが廃止された。

判 決 要 旨

- ① 昭和56年3月6日京都地裁・昭和49年（行ウ）第4号、所得税更正決定処分取消請求事件（判示事項）

イ 所得税法28条1項にいう給与所得の意義

- ロ 大学が非常勤講師に支給する手当（報酬）は、給与所得に該当すると認定された事例（判決要旨）

イ 所得税法28条1項にいう「これらの性質を有する給与」とは、単に雇傭関係に基づき労務の対価として支給される報酬というよりは広く、雇傭またはこれに類する原因（例えば、法人の理事、取締役等に見られる委任または準委任等）に基づいて、非独立的に提供される労務の対価として、他人から受ける報酬及び実質的にこれに準ずべき給付（例えば、各種の経済的利益等）をいうと解すべきである。換言すれば、労務の提供が自己の危険と計算によらず他人の指揮監督に服してなされる場合にその対価として支給されるものが給与所得であるといえることができる。したがって、その雇傭関係等が継続的であると一時的であるとを問わず、また、その支給名目の如何を問わないし、提供される労務の内容について高度の専門性が要求され、本人にある程度の自主性が認められる場合（国会議員の歳費や普通地方公共団体の議会の議員の報酬など可成り性質の異なるものも給与所得とされている。）であっても労務がその雇傭契約等に基づき他人の指揮監督の下に提供され、その対価として得られた報酬等である限り、給与所得に該当するといわなければならない。

- ロ 認定事実によれば、本件3大学は原告を各大学の非常勤講師として任用し、当該大学が必要と認めた学科目について、委嘱の期間、担当日、担当時間数を定めて原告にその学科目の講義を委嘱し、これに対して所定の報酬を支払うことを約したものである。

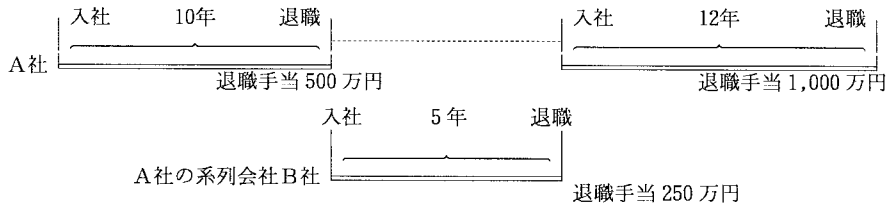
そして、原告は、当該大学が定めたカリキュラムの一部である特定の学科目について、週のうちの特定の時限に（集中講義の場合は特定の日時に）、特定の場所で、ある程度長期にわたり継続して、当該大学の学生に対し講義を実施すべき義務を負うものであり、その講義の内容については大学側から細部まで拘束されるものではないが、当該大学のカリキュラムを実施する教員組織の構成員として、そのカリキュラムに示された大綱には従うべき義務を有するものといわなければならない。この意味において、非常勤講師たる原告は、当該大学の一般的指揮監督に服するものといえるべきである。

800万円+70万円×(25年-20年)=1,150万円

・B社の退職金900万円から控除される退職所得控除額 420万円

また、退職所得者が退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、その支払者がその退職手当等の支払金額の基礎とする期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算している場合……例えば、A社を退職金の支給を受けて退職し、A社の系列会社であるB社に就職し、B社を退職した後に再びA社で勤務して、A社を退職したような場合に、A社の退職金支払金額の計算がA社の前職時代の勤続年数を通算している場合……も、前記の場合と同様になる。

設例



退職手当1,000万円の計算が、退職金支給規程により10年+12年の計22年の退職金支給額1,500万円から前回の退職金支給額500万円を差し引いた残額1,000万円が支給されるとする場合

- ・10年+12年=22年の退職所得控除額 940万円
- ・10年の退職所得控除額 400万円
- ・退職手当1,000万円から控除される退職所得控除額= 540万円

(3) その年の退職手当等についての勤続年数と前年以前4年内(その年に確定拠出年金に係る一時金の支払を受ける場合には、14年内)に支給を受けた退職手当等についての勤続年数との間に重複している期間がある場合

その年の前年以前4年内(その年に確定拠出年金に係る企業型年金規約又は個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内。以下同じ。)に退職手当等の支払を受けたことがある場合において、その年に支払を受ける退職手当等についての勤続期間の一部が、その年の前年以前4年内に支払を受けた前の退職手当等についての勤続期間と重複している場合には、その退職手当等についての退職所得控除額は、次のアに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額とされる(令70①Ⅱ)。

ア その年に支払を受ける退職手当等の金額の計算の基礎とされた勤続年数につき上記(1)により計算した金額

六 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

1 制度創設の趣旨

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発し、さらに東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震について発生の切迫性が指摘されるなど、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあること、また、平成7年1月の阪神・淡路大震災における死者の大半が住宅の倒壊によるものであったことから、住宅の耐震化は地震防災対策上喫緊の課題とされていること等を踏まえ、平成17年11月において、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）が改正された。この耐震改修促進法に基づき平成18年1月に国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」においては、住宅の耐震化率を平成27年までに少なくとも9割にすることが目標として設定された。

この目標を達成するためには約100万戸の既存住宅について耐震改修を行うことが必要となるが、住宅の耐震改修は、所有者等に相当の費用負担が生じることから自主的な耐震改修が進みにくいとされており、国及び地方公共団体が負担軽減のため必要な施策を講じることによってその促進を図ることが求められていた。税制においても、このような住宅耐震改修の促進策の一環として、平成18年度税制改正において、住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度が創設された。

住宅の耐震改修は、地域において主体的に取り組むべき課題であり、補助制度及び税制により一体的に支援することが効果的であるとの認識のもと、地方公共団体が住宅耐震改修に関する補助事業を行っている区域に限って本特例を適用することとされた。

2 制度の概要

居住者が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、地方公共団体が作成した一定の計画の区域内において、その者の居住の用に供する一定の家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。）の一定の耐震改修を行った場合には、その住宅の耐震改修に要した費用の額の10％に相当する金額（その金額が20万円を超えるときは20万円とし、その金額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）をその者のその年分の所得税の額から控除できる（措法41の19の2①）。

3 対象となる区域

適用対象となる区域は、次の計画の区域である。

第5章 税額の計算

① 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条第1項に規定する地域住宅計画（措法41の19の2①）

本特例の適用対象となるためには、地域住宅計画に次の事項について定められている必要がある（措規19の11の2①）。

ア 下記4の家屋について行う下記5の耐震改修を促進するための事業であること。

イ 地域住宅交付金を充てて行われる補助事業で住宅の耐震改修をした者に対する補助金の額が次の(ア)又は(イ)のいずれか多い金額以上であること。

(ア) 住宅の耐震改修に要した費用の額の10%相当額（その費用の額が300万円以上である場合には、30万円）

(イ) 20万円（住宅の耐震改修に要した費用の額が20万円に満たない場合には、その費用の額）

ウ 特別控除の適用を受ける者に対して交付される補助金の額の算定に当たり、本特例の適用を受ける特別控除額に相当する額を控除することとされていること。

② 耐震改修促進法第5条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画（措令26の28の2①一）

本特例の適用対象となるためには、都道府県耐震改修促進計画に次の事項について定められている必要がある（措規19の11の2②）。

ア 下記4の家屋について行う下記5の耐震改修を促進するための事業であること。

イ 都道府県が国の補助金（住宅・建築物耐震改修等事業による補助金）を受けて行う補助事業であること。

ウ 特別控除の適用を受ける者に対して交付される補助金の額の算定に当たり、本特例の適用を受ける特別控除額に相当する額を控除することとされていること。

③ 住宅耐震改修促進計画（措令26の28の2①二）

この計画は、上記①、②の計画以外の計画であって、地方公共団体が独自に作成する地域における地震に対する安全を確保するための住宅の耐震改修の促進に関する事業を定めたものをいう。耐震改修の促進に関する事業として次の事項が定められている必要があるが、国の補助の有無や法律の根拠の有無は問わない（措規19の11の2③）。

ア 下記4の家屋について行う下記5の耐震改修を促進するための事業であること。

イ その地方公共団体が住宅の耐震改修を行う居住者に対して補助金を交付するものであること。

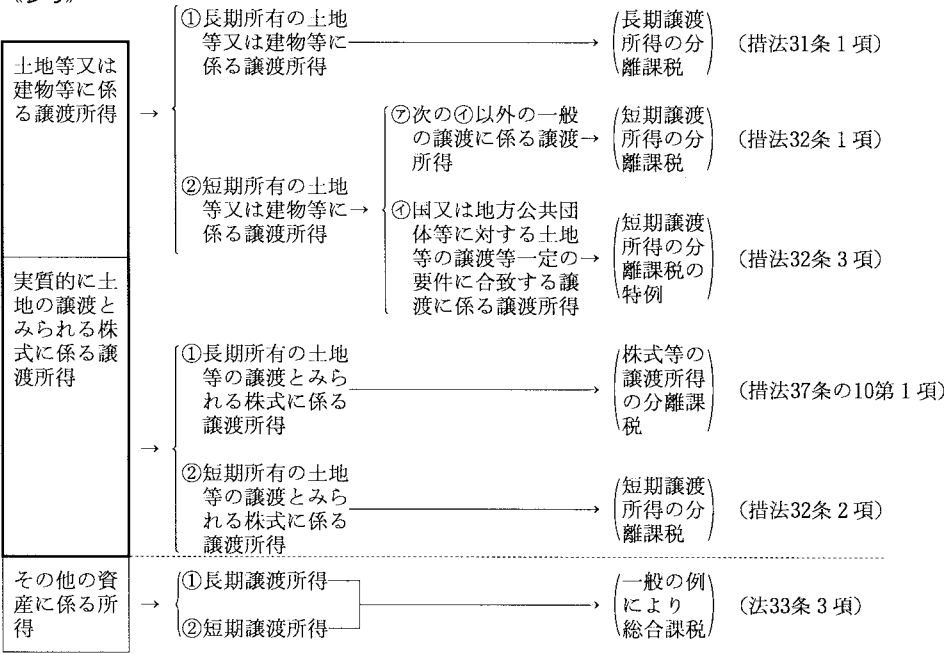
ウ 特別控除の適用を受ける者に対して交付される補助金の額の算定に当たり、本特例の適用を受ける特別控除額に相当する額を控除することとされていること。

4 適用対象となる家屋

適用対象となる家屋は、昭和56年5月31日以前（建築基準法の改正により現行の耐震基準が

税率を適用せず、その税額計算を別に抜き出して行うのと変らないわけであり、扶養親族等の判定に当たっても合計所得金額を構成するものとして調整されるし、納税手続は、確定申告を通じて行うこととなる。

《参考》



2 長期譲渡所得の対象資産の範囲

(1) 対象資産の範囲の原則

① 長期譲渡所得の課税の特例制度が適用される資産は、「譲渡のあった年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等又は建物等」に限られる（措法31①）。

④ 土地等又は建物等の譲渡所得に係る長期・短期区分については、租税特別措置法上、原則としてその譲渡をした年の1月1日において所有期間が10年超であるかどうかで判定することとされていたが、昭和62年10月1日から平成9年3月31日までの間に行う「土地等」の譲渡と、平成2年1月1日から平成9年3月31日までの間に行う「建物等」の譲渡については、特例措置として、その譲渡をした年の1月1日において所有期間が「5年超」であるかどうかで区分することとされていた。

この5年基準を採用している特例措置の適用期限は平成9年3月31日までとされていたが、平成8年度の税制改正における土地譲渡益課税の見直しにおいては、制度の簡素化を図る等の観点から、この期限を付した特例方式を廃止したうえ、(租税特別措置法における)本則を「5年基準」に改めることとされた。

例えば、土地等の譲渡が平成18年中にあった場合には、その5年前、つまり平成13年1月1日前に取得され、引き続き所有されていた土地等であれば、譲渡のあった年、すなわち平成18年1月1日において所有期間が5年を超えることになる。